

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年6月9日	
【会社名】	株式会社AMBITION	
【英訳名】	AMBITION CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 剛	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	
【電話番号】	03 - 6439 - 8901 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保田 勝	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	
【電話番号】	03 - 6439 - 8901 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 久保田 勝	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	399,919,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	337,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本株式」といいます。)に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成29年6月9日(金)開催の取締役会決議によります。なお、本第三者割当の実施は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	337,200株	399,919,200	199,959,600
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	337,200株	399,919,200	199,959,600

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額は、発行価額の総額から資本組入額の総額を控除した残額になります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,186	593	100株	平成29年6月26日(月)	-	平成29年6月26日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3. 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結しない場合には、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社AMBITION 経営管理部	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
りそな銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷二丁目20番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
399,919,200	5,000,000	394,919,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、プロパティマネジメント事業、賃貸仲介事業及びインベスト事業の3本を柱とする事業を展開しております。

当社グループの中核事業であるプロパティマネジメント事業におきましては、主に顧客（不動産所有者）から家賃保証付きで借り上げた住居用不動産の一般消費者への賃貸（サブリース）を行っており、管理物件数の増大及び高入居率の維持を基本方針として事業を展開しております。賃貸仲介事業におきましては、営業店舗を構え、一般消費者に対し、プロパティマネジメント事業にて管理する自社物件及び他社が管理する他社物件を紹介し、賃貸物件の仲介・斡旋業務を行っております。また、インベスト事業におきましては、「築年数が古い」や「入居者がいない」等の理由で「不動産価値」が適正に評価されていない住居用不動産を取得し、適切な評価価値へ戻すための「バリューアップ（内装工事や賃貸付け）」を行ったうえで、適正価格にて一般消費者向けに販売することを事業として行っております。

当社グループは、東京圏を中心に、不動産管理・賃貸仲介等及び不動産投資を行っております。当社グループが属する不動産管理・賃貸仲介及び不動産投資業界は、東京圏において今後も潜在的な成長が予測されることから多数の企業が展開を積極的に行っており、競争環境は激化しております。当社は、かかる競争環境が激化している不動産管理・賃貸仲介及び不動産投資業界において、当社グループの競争力を高めるためには、絶えず変動し、かつ多様化する顧客のニーズに適時適切に応えることにより、お客様満足度を向上させることが課題であると考えております。

この点、一般消費者のニーズが多様化する中、投資用マンション開発用地の仕入れから、マンション開発段階管理業務、一般消費者への販売までを一括して行うデベロッパー業者を対象としたM&Aを行うことにより、物件の開発段階から当社のノウハウを活用することで、時代に即した魅力的な賃貸物件をより多く一般消費者に対して提供することができ、そのニーズに応えることが可能となると考えております。また、地価上昇を背景とした個人投資家等の不動産保有ニーズは依然として高く推移していることを背景に、このようなデベロッパー業者を対象としたM&Aを行うことにより、顧客の不動産保有ニーズに合った物件の販売を拡大することも可能となると考えております。

さらに、個人投資家等の不動産保有ニーズの増加に伴い、当該保有資産の資産維持及び向上を目的としたサブリースの需要も高まりつつあるため、プロパティマネジメント事業やビルマネジメント事業等もを行っているデベロッパー業者を対象としたM&Aを行うことができれば、顧客のサブリースのニーズにも適切に対応するための体制を強化することも可能となると考えております。

また、当社グループが安定的に業容を拡大していくためには、不動産管理・賃貸仲介等及び不動産投資に関する幅広い知識と経験を有する人材の確保が必要不可欠であり、当社グループの課題であると認識しております。この点、上記のようなデベロッパー業者を対象としたM&Aは、当社グループの人材の確保・補強にも繋がると考えております。

以上のとおり、当社は、当社グループを取り巻く市場環境において競争力を高め、中長期の成長を促すため、顧客基盤の拡大及び当社グループとのシナジー効果を図ることのできる企業を対象としたM&Aに積極的に取り組む予定であり、上記差引手取概算額394,919,200円は、かかるM&A資金に充当する予定であります。

当社は、M&Aの案件について様々な検討を行っているものの、現時点で決まっている案件はありませんが、今後案件が具体化した場合に機動的に対応できるよう、本第三者割当により予めM&A資金を確保する必要があると考えております。なお、今後具体化したM&Aに必要な資金が上記差引手取概算額を上回る場合には、金融機関からの借入れにより別途資金を調達する予定です。

上記M&Aが実施されない場合における代替資金使途として、当社グループのインベスト事業拡大のための個人投資家等への販売、プロパティマネジメント事業拡大のための物件購入者からのサブリースの受注、及び賃貸仲介事業拡大のための一般消費者への賃貸物件の提供等を目的とした1棟物件の購入資金に充当する予定であります。

なお、調達資金の支払い実行までの管理は、当社銀行口座にて行います。

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A 資金(注)	394	平成29年7月～平成30年6月
合計	394	

(注) M & Aの対象先については、投資用マンション開発用地の仕入れから、マンション開発段階管理業務、一般消費者への販売までを一括して行うデベロッパー業者、プロパティマネジメント業者、ビルマネジメント業者等を検討対象としております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社エポラブルアジア
本店の所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
直近の有価証券報告書等提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第10期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年12月28日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第11期第1四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月14日 関東財務局長に提出 事業年度 第11期第2四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年5月15日 関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成29年3月31日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年3月31日現在)	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は、割当予定先と締結した業務提携契約に基づき、当社が管理する民泊物件を割当予定先が運営する宿泊予約サイトに掲載し、予約代行業務を委託しております。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」のとおり、顧客基盤の拡大及び当社グループとのシナジー効果を図ることのできる企業を対象としたM & Aに積極的に取り組むことで、不動産管理・賃貸仲介及び不動産投資業界において競争力を高め、中長期の成長を促すことにつながると判断しております。

このような背景に鑑み、当社は、第三者割当の方法による資金調達を行うこととし、当社グループの経営環境、経営方針及び本第三者割当の目的等をご理解いただける割当予定先を検討しております。

この点、当社は、株式会社エポラブルアジアとの間で、平成28年5月9日付で、業務提携契約を締結し、同契約に基づき、当社が管理する民泊物件を株式会社エポラブルアジアが運営する宿泊予約サイト(TRIPSTAR民泊)に掲載し、予約代行業務の委託を行っております。今回、株式会社エポラブルアジアから、将来の業務提携関係の強化も視野に入れ、当社株式を引き受けたい旨の提案がありました。株式会社エポラブルアジアには、業務提携から1年を経て、当社グループの経営環境及び経営方針をすでにご理解いただいております。また本第三者割当の目的等をご理解いただけたことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

337,200株

e. 株券等の保有方針

割当予定先から、株式の保有方針について、当社との将来の資本提携も視野に入れ、業務提携関係の強化を視野に入れた本株式の引受けの趣旨に基づき、短期的には売却しない意向であることを口頭で確認しております。

また、当社は、割当予定先より、割当日より2年間に於いて、本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第10期有価証券報告書(平成28年12月28日提出)及び第11期第2四半期報告書(平成29年5月15日提出)に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、売上高等の状況を確認した結果、割当予定先は本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の市場第一部に株式を上場しているため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の中で、「当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営戦略会議をはじめとする当社の主要な会議体や、全体会議等の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。」との記載内容から、割当予定先並びにその役員及び関係者が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式に係る払込金額の算定にあたっては、できうる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。この点からすると、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、本株式の1株当たりの払込金額につきましても、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年6月8日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,186円を発行価額といたしました。

なお、本株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日までの1ヶ月間の終値平均1,176.0円に対して0.85%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均1,203.4円に対して1.44%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均1,170.9円に対して1.29%のプレミアムであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、当社取締役会において、本株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の終値である1,186円であり、1ヶ月終値平均からは0.85%のプレミアム、3ヶ月終値平均からは1.44%のディスカウント、6ヶ月終値平均からは1.29%のプレミアムに留まることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量337,200株は、平成28年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,065,000株に対して11.00%(議決権総数30,196個に対する割合11.17%)に相当し、一定の株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、当社グループを取り巻く市場環境において競争力を高め、中長期の成長に資するものと考えことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
清水 剛	東京都目黒区	1,344,000	44.51	1,344,000	40.04
(株)TSコーポレーション	東京都目黒区上目黒一丁目26番 1 - 4306号	360,000	11.92	360,000	10.72
(株)エポラブルアジア	東京都港区愛宕二丁目5番1号			337,200	10.05
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	83,000	2.75	83,000	2.47
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	70,900	2.35	70,900	2.11
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	30,100	1.00	30,100	0.90
松井証券(株)	東京都千代田区麹町一丁目4番 地	28,900	0.96	28,900	0.86
ジャパンベストレスキューシス テム(株)	愛知県名古屋市中区錦一丁目10 番20号	22,600	0.75	22,600	0.67
小島 遼太郎	福岡県飯塚市	18,600	0.62	18,600	0.55
鈴木 匠	東京都品川区	18,400	0.61	18,400	0.55
合計		1,976,500	65.46	2,313,700	68.08

(注) 1. 平成28年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。なお、割当予定先以外の株主の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成28年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成28年12月31日時点の自己株式及び単元未満株式の合計45,400株に係る議決権数を控除した総議決権30,196個に本株式に係る議決権数3,372個を加えた数で除して算出した割合であります。
4. 当社は、割当前に自己株式45,000株、割当後に自己株式45,000株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

下記「第四部 組込情報」の第9期有価証券報告書及び第10期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)までの間に生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)現在においてもその判断に変更はありません。

2 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日(平成28年9月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。(平成28年9月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成28年9月29日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額30,200,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につき、事業目的を追加する。

(2) 第2条28号の変更は、上記追加に伴い、号数を変更する。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)として、清水剛、鈴木匠、山口政明、久保田勝を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第 1 号議案	20,605	14		(注) 1	可決
第 2 号議案	20,608	11		(注) 2	可決
第 3 号議案					
清水 剛	20,599	20		(注) 3	可決
鈴木 匠	20,599	20			可決
山口 政明	20,599	20			可決
久保田 勝	20,596	23			可決

(注) 1 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

3 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 至	平成27年7月1日 平成28年6月30日	平成28年9月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第10期第3四半期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年3月31日	平成29年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (E D I N E T) を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について (電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年9月30日

株式会社AMBITION

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 並木健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤哲
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AMBITIONの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AMBITION及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社AMBITIONの平成28年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社AMBITIONが平成28年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月30日

株式会社AMBITION

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 並木 健治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社AMBITIONの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AMBITIONの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年5月15日

株式会社AMBITION
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野村 利宏 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社AMBITIONの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年7月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社AMBITION及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。